



第33号

令和2年12月1日発行

みどり
水土里ネット佐賀東部
佐賀東部土地改良区



大井手井堰
【神崎市 城原地区】



みどり
水土里ネット 佐賀東部
水と緑のパートナー

佐賀東部土地改良区

佐賀県神崎市千代田町直鳥 1425-1

〒842-0053 TEL 0952-44-5456

FAX 0952-44-3869

理事長あいさつ



組合員の皆様方におかれましては、年の瀬も押し迫り、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。日頃から本改良区の運営にあたり格別のご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

今年は新型コロナウイルスが世界中に広がり、世の中が一変してしまいました。東京オリンピックをはじめ、様々なイベント等が中止・延期となり、当土地改良区でも感染拡大防止策として3月25日に開催した通常総代会は出席

総代のうち書面議決が大半での開催となり、全議案を承認いただきました。

さて、今年は非常に雨の多い梅雨となりました。7月には線状降水帯の発生により2度の大雨に見舞われ、佐賀県では観測史上初めて1か月の降水量が1000ミリを超える記録的な梅雨となりました。

当土地改良区管内でも7月初旬の大雨で農地や施設が冠水し、また数日間にわたり幹線水路の水位も下がらない状況が続く結果となりました。

今年も大雨の特別警報が発令され、3年連続の特別警報の発令となりました。次年度以降も梅雨時期の大雨には最大限の注意が必要だと痛感しております。

このようななか、9月の台風10号接近時には、過去最大級の勢力との報道で予想雨

量も200～500ミリと発表されたため、行政からの要請で幹線水路の事前排水を行いました。事前排水については用水との兼ね合いもあり非常に判断が難しい面がありますが、全国的にも事前排水の必要性について議論となっており、方向性として事前排水を行っていくこととなると感じております。事前排水のタイミングとその周知方法等課題は山積しておりますが、関係機関と連携し、被害を最小限に抑える努力をしてまいりますので、組合員の皆様、関係者の皆様にはご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、ご理解いただきますようお願い致します。

最後になりますが、土地改良区が地域農業を支える団体としてこれからも飛躍できるよう役職員一丸となって職務

にあたっておりますので、皆様のご支援ご協力をいただきますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

佐賀東部土地改良区

理事長 志岐 悟



第42回通常総代会開催

令和2年3月25日（水曜日）に佐賀東部土地改良区事務所内の会議室において、第42回通常総代会を開催しました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、今回の総代会は会場や開催時間を変更し、規模を縮小して行うこととなりました。総代の皆様方に書面議決についてのご案内し、総代定数101名全員の出席（会議出席16名、書面出席85名）により開催しました。

当日、議長には中島義彦総代（吉野ヶ里町三田川地区）が選出され、円滑な議事進行に努められ、各議案を慎重審議した結果、全議案原案どおり可決いたしました。

書面議決にご協力いただいた皆様方、総代会にご出席いただいた皆様方には大変お忙しい中、審議頂きありがとうございました。

議案については次のとおりです。



- | | |
|--------|---|
| 第1号議案 | 佐賀東部土地改良区役員選任について |
| 第2号議案 | 平成30年度事業報告及び一般・特別会計決算書類並びに財産目録の承認について（その1～その11） |
| 第3号議案 | 令和元年度専決処分した事件の承認について |
| 第4号議案 | 令和2年度 新規採択要望 水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型））佐賀東部2期地区施行申請について |
| 第5号議案 | 佐賀東部土地改良区定款の変更について |
| 第6号議案 | 佐賀東部土地改良区定款附属書役員選任規程の変更について |
| 第7号議案 | 佐賀東部土地改良区定款附属書総代選挙規程の設置について |
| 第8号議案 | 佐賀東部土地改良区規約の一部改正について |
| 第9号議案 | 佐賀東部土地改良区利水調整規程の設置について |
| 第10号議案 | 佐賀東部土地改良区管理規則の設置について |
| 第11号議案 | 令和2年度一時借入金の借入れ並びに歳計現金の預入先について |
| 第12号議案 | 令和2年度賦課金の賦課及び徴収方法等について |
| 第13号議案 | 令和2年度事業計画並びに一般・特別会計収支予算（案）について（その1～その5） |

平成30年度決算の概要

平成30年度収支決算書

(単位:円)

科 目(款)	本年度決算額
1. 土地改良事業収入	157,625,861
2. 附帯事業収入	533,860
3. 特定資産運用収入	97,408
4. 補助金等収入	112,005,210
5. 寄付金及び協力金収入	338,997
6. 受託料収入	6,083,569
7. 雑収入	2,536,819
8. 借入金収入	0
9. 特定預金取崩収入	0
10. 固定資産売却収入	0
11. 繰入金収入	0
12. 特定預金取崩収入	191,226,106
13. 雑収入	32
14. 助成金	10,000,000
(A) 当期収入合計	480,447,862
15. 繰越金	35,122,762
(B) 収入合計	515,570,624

科 目(款)	本年度決算額
1. 一般管理費	36,198,699
2. 土地改良事業費	116,722,349
3. 償還金支出	12,824,379
4. 負担金等	52,218,298
5. 固定資産取得支出	441,504
6. 積立金繰入金支出	245,128,865
7. 他会計繰入金支出	0
8. 予備費	0
9. 退職金	61,000
10. 特定預金支出	10,042,507
11. 繰入金支出	0
12. 用地補償費	0
13. 用地事務費	0
14. 負担金	0
(C) 当期支出合計	473,637,601
(A)-(C) 当期収支差額	6,810,261
(B)-(C) 次期繰越収支差額	41,933,023

平成30年度貸借対照表

(単位:円)

I 資産の部	
1. 流動資産	48,287,748
(1)現金及び預金	40,350,371
(2)未収賦課金等	2,846,204
(3)未収決済金	13,706
(4)短期未収金	5,847,662
(5)徴収不能引当金	-972,054
(6)前払費用	189,215
(7)未収利息	12,644
2. 固定資産	1,041,184,554
(1)有形固定資産	624,885,347
①山林、宅地及びその従物	22,061,040
②建物及び附属設備	42,056,924
③所有土地改良施設	539,367,566
④土地改良施設用地等	20,274,647
⑤機械及び装置	2
⑥工具器具備品	1,125,168
(2)無形固定資産	103,227,977
①受託土地改良施設使用収益権	103,119,117
②地上権	108,860
(3)投資その他の資産	313,071,230
①特定資産	305,151,034
職員退職給付積立金	60,022,169
転用決済金積立金	86,964,472
財政調整積立金	125,615,437
減価償却積立金	32,548,956
②その他資産	7,920,196
資産合計	1,089,472,302

II 負債の部	
1. 流動負債	63,494,483
(1)未払金	1,943,066
(2)未払費用	1,092,730
(3)未払利息	89,607
(4)預り金	1,229,214
(5)一年以内返済長期借入金	59,139,866
2. 固定負債	376,441,230
(1)公庫資金等長期借入金	38,301,206
(2)その他の長期借入金	278,117,855
(3)退職給付引当金	60,022,169
負債合計	439,935,713
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	8,693,575
2. 一般正味財産	640,843,014
正味財産合計	649,536,589
負債及び正味財産合計	1,089,472,302

平成30年度正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	本年度決算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	
1 土地改良事業収入	160,485,771
2 補助金等収入	112,005,210
3 附帯事業収入	533,860
4 特定資産運用収入	96,346
5 寄付金収入	338,997
6 受託料収入	6,083,569
7 雑収入	382,997
8 他会計繰入額	0
9 受取補助金等振替額	1,306,425
経常収入計	281,233,175
(2) 経常支出	
1 土地改良事業費	154,769,188
2 一般管理費	41,999,843
3 負担金等	1,306,425
4 他会計繰出額	0
5 引当金繰入額	9,985,243
経常支出計	208,060,699
当期経常増減額	73,172,476

科 目	本年度決算額
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収入	
1 債務免除益	197,500,000
2 その他資産評価収入	138,556
経常外収入計	197,638,556
(2) 経常外支出	
1 不納欠損支出	1,227,559
2 減損損失	197,638,556
経常外支出計	198,866,115
当期経常外増減額	-1,227,559
当期一般正味財産増減額	71,944,917
一般正味財産期首残高	520,897,384
一般正味財産期末残高	592,842,301
II 指定正味財産増減の部	
1 補助金等収入	10,000,000
補助金等収入計	10,000,000
2 一般正味財産への振替額	-1,306,425
1 一般正味財産への振替額	-1,306,425
当期指定正味財産増減額	8,693,575
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	8,693,575
III 正味財産期末残高	601,535,876

平成30年度キャッシュ・フロー計算書

(単位:円)

科 目	本年度決算額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 当期一般正味財産増減額	119,945,630
2. キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	40,581,967
未収賦課金等の増減額	531,599
未収金の増減額	-719,361
前払費用の増減額	4,409
会計間取引勘定の増減額	0
未払金の増減額	-3,357,082
預り金の増減額	162,130
未払費用の増減額	81,880
会計間取引勘定(負債)の増減額	0
退職給付引当金の増減額	9,981,507
転用決済金引当金の増減額	-48,000,713
その他の引当金の増減額	-57,264
その他の増減額	10,439
指定正味財産からの振替額	-1,306,425
小 計	-2,086,914
3. 指定正味財産増加収入	
補助金等収入	10,000,000
指定正味財産増加収入計	10,000,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	127,858,716

科 目	本年度決算額
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
職員退職給付積立金取崩収入	61,000
農地転用決済金積立金取崩収入	48,000,713
基本財産積立金取崩収入	14,397,371
財政調整基金積立金取崩収入	96,218,066
減価償却積立金取崩収入	32,548,956
貸付金の返済による収入	197,500,000
他会計からの繰入による収入	0
投資活動収入計	388,726,106
2. 投資活動支出	
工具器具等購入支出	441,504
職員退職積立金支出	10,042,507
農地転用決済金積立金支出	86,964,472
財政調整基金積立金支出	125,615,437
減価償却積立金支出	32,548,956
他会計への繰出による支出	0
投資活動支出計	255,612,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	133,113,230
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
長期借入金の返済による支出	257,994,118
財務活動支出計	257,994,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	-257,994,118
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増減額	2,977,828
VI 現金及び現金同等物の期首残高	37,372,543
VII 現金及び現金同等物の期末残高	40,350,371

※内部取引消去により0円となるものについては0と表記しています。

令和2年度予算の概要

【一般会計】

収入の部

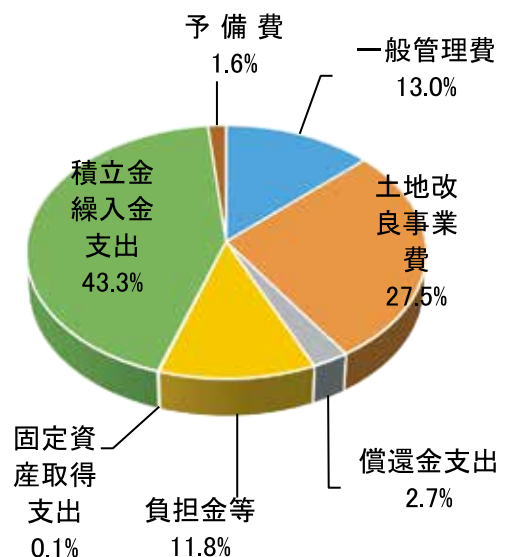
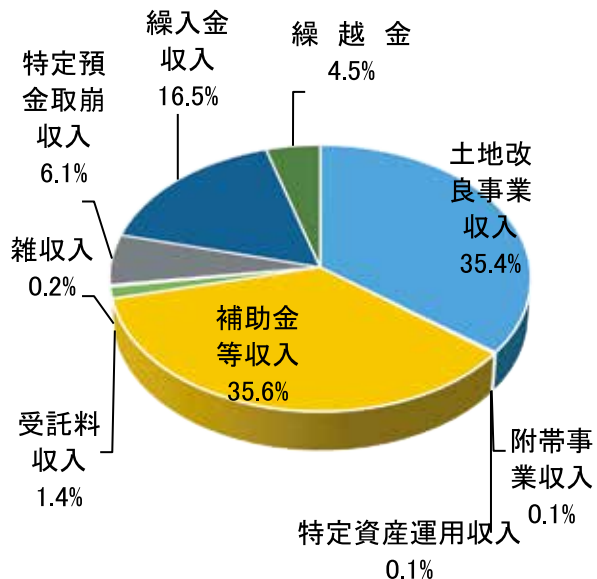
(単位:円)

科 目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	157,532,000
附帯事業収入	567,000
特定資産運用収入	250,000
補助金等収入	158,278,000
寄付金及び協力金収入	101,000
受託料収入	6,181,000
雑収入	1,024,000
借入金収入	2,000
特定預金取崩収入	27,200,000
固定資産売却収入	6,000
繰入金収入	73,360,000
繰越金	20,000,000
収入合計	444,501,000

支出の部

(単位:円)

科 目(款)	本年度予算額
一般管理費	57,854,000
土地改良事業費	122,363,000
償還金支出	12,102,000
負担金等	52,380,000
固定資産取得支出	405,000
積立金繰入金支出	192,450,000
他会計繰入金支出	0
予備費	6,947,000
支出合計	444,501,000



※端数処理を行っているため実際のパーセントと異なる場合があります。
また、%表示において0.1%未満となるものについては表記していません。

令和2年度組合費の賦課について

賦課基準

○賦課対象地積は、令和2年4月1日現在

○経常賦課金(運営費、管理費)

科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
経常賦課金	事務所費	全地域地積割	田	(460円) 400 円	特殊1級地域及び吉野ヶ里町東脊振地区、みやき町、上峰町を除く地域 佐賀県地内においては市町の助成により400円/10a 福岡県地内においては460円/10a
	管理事務費	通水地域	〃	400 円	特殊1級地域、決済金充当地区(④ブロック、⑥佐賀市大中島地区) 町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区、②みやき町、②上峰町)を除く地域
	水機構管理費 佐賀東部道水路	③⑥⑨ ブロック	〃	1,140 円	佐賀県筑推協補助金充当地区(佐賀県地内 1,170円/10a)を除く地域
	大詫間幹線水路	①④⑦ ブロック	〃	150 円	特殊1・2級地域、決済金充当地区(④ブロック) 町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区)を除く地域
		②⑤⑧⑨'ブロック	〃	470 円	町助成地区(②みやき町、②上峰町)を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	〃	1,040 円	決済金充当地区(⑥諸富町大中島地区) ⑨川副町大詫間地区を除く地域
		⑨ ブロック	〃	1,100 円	川副町大詫間地区
	国・県営施設管理費	①④⑦ ブロック	〃	540 円	特殊1級地域、決済金充当地区(④ブロック) 町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区)を除く地域
		②⑤⑧⑨'ブロック	〃	450 円	町助成地区(②みやき町、②上峰町)を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	〃	330 円	決済金充当地区(⑥佐賀市大中島地区)を除く地域

○県営事業費償還金(東脊振線・浮島線・水源施設整備・詫田線・曾根線・城原金立線・徳富線・大堂線 等)

科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	県営事業末端施設	⑤ブロック	田	520 円	佐賀市蓮池地区
		⑦ブロック	〃	1,300 円	神崎市神埼地区
				2,740 円	佐賀市金立・久保泉地区
		⑧ブロック	〃	340 円	佐賀市蓮池地区

○国営事業費償還関係(三田川線・千代田線・城原金立線)

科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	国営事業費	①ブロック	田	1,610 円	吉野ヶ里町三田川地区
		②ブロック	〃	1,420 円	吉野ヶ里町三田川地区
					神崎市神埼地区、神崎市千代田地区
		⑤ブロック	〃	2,450 円	神崎市神埼地区
					神崎市千代田地区
		⑦ブロック	〃	1,230 円	神崎市神埼地区 特殊1級を除く地域
				450 円	神崎市神埼地区 特殊1級地域
		⑧ブロック	〃	220 円	神崎市神埼地区 神崎市千代田地区

○水機構営事業費償還関係(大詫間幹線水路)

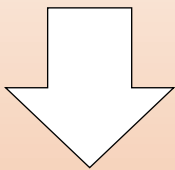
科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	水機構営事業費	①ブロック	田	240 円	吉野ヶ里町三田川地区
		②ブロック	〃	170 円	吉野ヶ里町三田川地区
		⑧ブロック	〃	450 円	神崎市神埼地区

口座振替にしませんか？

口座振替でのご納入を推進しております

納付書でのご納入だと…

- 納入をしにわざわざ金融機関に行くのは手間がかかる
- 気づいたら納付書の納入期限が過ぎていた！
- なかなか金融機関の窓口に行く時間がない



口座振替をお申込みいただくと

●事前に通知でお知らせしていた日に、ご指定の口座から賦課金を引き落とししますので払い忘れの心配がありません。
(万が一残高が不足していた場合には文書でお知らせした後、翌月に再振替いたします。)

手続きが面倒ではないか？



●申請用紙に記入していただき、通帳届出印を押印のうえ口座振替の取扱い金融機関か佐賀東部土地改良区に提出していただきます。
用紙は当土地改良区にご連絡いただければ郵送いたしますので、記入していただき金融機関に提出していただくか、当土地改良区にご返送いただければ手続きをいたします。

どの金融機関の口座でも引き落としできる？



- 口座振替できる金融機関は
 - 佐賀県農業協同組合
 - 佐賀銀行
 - 佐賀共栄銀行

です。その他の金融機関の口座からは引き落としできませんのでご了承ください。

賦課金は納期限内にお願いします！

令和2年度 賦課金の納入期限は令和2年12月28日(月)です。

～ 賦課金とは ～

経常賦課金

- ・事務所費、管理事務費・・・職員や施設を操作する人の人件費や会議費等、事務所の運営に係る費用
- ・水機構管理費・・・大詫間線の維持管理に係る費用
- ・国県営管理費・・・国県営施設の維持管理に係る費用

特別賦課金

- ・国営事業費、県営事業費、水機構事業費・・・国や県等の事業で作られた水路の工事費の償還金の地元負担分

当土地改良区では、毎年度一回、組合員に対し賦課金のご納入をお願いしています。しかしながら、現在この賦課金の未収が問題となっており、毎年度賦課金が未納となっている方もいる状況です。

皆様の賦課金で土地改良区は運営をしており、そこで、賦課金の趣旨をご理解いただき、納入にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

土地改良区では、平等な負担をしていただくために、納付期限内に納めて頂けない方に対して過怠金を課しています。

こんなことはありませんか？

うっかり納入し忘れていた

今お金がないので納入できない

現在の組合員は既に亡くなっているが、土地改良区に連絡せず、賦課金も納入していない

田を持っていないが、水を使っているのに、賦課金は納入しないのでいいと思います、納入していません

土地改良区、賦課金のことがよく分からないので納入していない

こういったケースをそのままにしておくと・・・

賦課金が未納となってしまう、預貯金差押え等の「滞納処分」の対象となる場合があります。ご不明な点等ある場合は、必ず土地改良区までご連絡ください。

各種お手続きをお忘れなくお願いします！

●佐賀東部土地改良区の組合員が亡くなった

組合員変更のお手続きをしていただかなくてはならない為、お手数ですが当土地改良区までご連絡ください。

●住所が変わった

住民票等の変更のお手続きをされても、こちらの組合員情報には反映されません。

ご住所が分からなくなると毎年度の賦課通知等の郵送物が届かなくなり、賦課金の長期未納につながる可能性があります。

お手数ですがご住所が変わられた際は必ず当土地改良区までご連絡ください。

●田を買った、もしくは売った

その田にかかる賦課金を納入する対象者が変わりますので、当土地改良区にご連絡ください。

なお、こちらに連絡がないままですと、従来の方に賦課金がかかり続ける可能性があります。

- ・農地の移動（売買・賃借権・交換等）
- ・生前一括贈与又は死亡による名義変更
- ・農業者年金受給及び経営移譲
- ・住所等の変更

があった場合、『組合員資格得喪通知書』を土地改良区までご提出ください。

法務局、市町、農業委員会などの公共機関にて手続きをされた場合であっても、変更があった場合には組合員から土地改良区の方へ届出をするように土地改良法により義務づけられています。

なお、組合員の変更を行う際、土地改良法第42条により、その土地の権利義務が引き継がれることになるため、**以前の組合員に未納がある場合は新しい組合員にその納入義務が生じることになりますのでご注意ください。**

農地の転用等をした場合はお手続きをお願いします

- ・農地を農地以外（宅地など）に転用する場合
- ・田から畑等に地目を変更する場合
- ・公共事業用地（道路・河川・水路など）として買収される場合



- ・地区除外の手続き
 - ・農地転用決済金の納入が必要で
- なお、転用される際に過去の賦課金に未納がある場合はそちらも納入をお願いいたします。

佐賀東部土地改良区の農地転用決済金の金額は「転用面積（㎡）×㎡当たりの単価」です。
単価は転用される農地の地区により異なりますので、詳細はお問い合わせください。



農地転用決済金とは？

農地が転用されるにあたり、減少していく農地に過重な負担が生じないように制度化されたものです。
例えば今まで十のものを十人で負担していたとすると、一人当たりの負担は一ですが、一人抜けたとしたら十を九人で負担することになり、他の組合員一人当たりの今後の賦課金の負担が大きくなってしまいます。

そこで、農地を転用する際には今後納入するはずであった賦課金を一括して納入いただくことで、残った人の負担を無くそうというものです。

※特に公共事業用地に転用される場合は、担当者と十分話し合いの上、決済金について後々問題が生じないよう確認していただきますようお願い

国営総合農地防災事業 筑後川下流右岸地区



施工前



施工後

三十数年前に国営・県営事業にて造成されたクリーク水路の法面崩壊が進んでおり、整備する必要があります。そのため、平成二十五年度より約十年を目標にブロックマット工法で法面崩壊を防ぎ半永久的に保護するのがこの事業の目的です。

施工後には法面に植生工（クラピア）を実施し、除草作業等の維持管理費を抑え、農家負担の軽減につなげたいと考えております。

工事中は近隣の方にご迷惑をお掛けしますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

植生工（クラピア）とは…

クラピアは繁殖力が強く、草丈が短い品種です。一度法面を覆ってしまえば他の雑草の抑制効果があり、除草作業の必要はほとんど無くなります。しかし、法面を覆うまでの約6ヶ月間は他の雑草の除草が必要です。

外来種ですが種はなく、水中で成長しないので、水田及び水路内への侵入がほとんどありません。冬になれば枯れてしまいがちですが、春にまた生い茂ります。



施工後約6ヶ月間

草取の様子



お願い

除草の際は、極力除草剤の散布はお控えください。
 法落ちの原因または、クラピアの根が死んでしまいます。

クリーク水路の法面除草作業の 協定を推進しています

クリーク水路には農業用水のみならず洪水排水や防火用水、水質浄化などの多面的機能を有しています。この多面的機能は非農家の方にも恩恵があります。また、農業者の高齢化に伴い除草作業が困難であるため、土地改良区で対応してもらえないかという意見もあります。

しかしながら、土地改良区の対応となると業者委託に頼らざるを得ず管理費増となり、ひいては農家負担の増加につながる事になります。

そこでクリーク水路の多面的機能を非農家の方にも理解していただき、地域全体でクリーク水路を守っていくということで協定を推進しています。この協定が全域に広がり、きれいで安全なクリーク水路になることを願っています。

なお、活動内容等についてのお問い合わせは、当土地改良区までご連絡ください。



作業前



作業中



作業後

法面除草協定について…

現在までに管内65地区と協定締結し清掃活動を実施していただいております。

【協定延長72,870m（カバー率 約81%）】

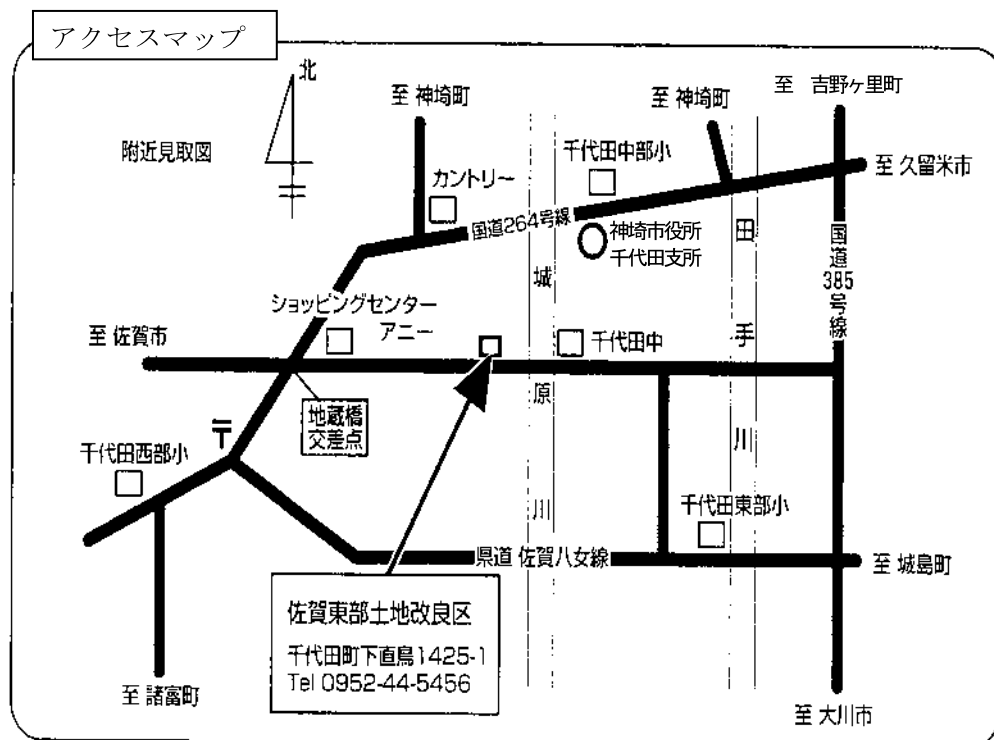
＊協定に関する主な内容＊

- ①水路法面の、除草・ゴミ拾いを年二回（春・秋）実施
- ②資料提出（活動日報・写真データ）
- ③土地改良区より活動推進費として交付金の支払い
（清掃活動時の傷害保険加入済み）

佐賀東部土地改良区への道しるべ

神崎市千代田町を東西に走る国道 264 号線と県道佐賀八女線の間地点を横断する町道(通称 中央道路)に面し、千代田中学校そばの城原川にかかる中央大橋から西へ約 300m、ショッピングセンター・アニーのある地藏橋交差点から東へ約 700m。下直鳥地区に位置しています。

用排水管理のお問い合わせはもちろんのこと、農地の転用、組合員資格の変更、賦課金に関すること、筑後川下流土地改良事業や土地改良区運営のことでご不明の点がございましたら、どうかお気軽に事務所へおいでください。



事業所外観